

公益財団法人 核物質管理センター
第40回理事会議事録

1. 開催日時 令和5年11月13日(月)
10時55分～13時00分
2. 開催場所 東京都港区新橋1丁目2番6号
第一ホテル東京 21階 「ルミエール」
3. 出席者(順不同)
理事 代表理事 理事長：下村和生
業務執行理事* 小林功、阪口誠(*理事会で選定後)
非常勤理事 牛田克己、内山洋司、海老原充、
(非常勤理事の秋山信将と木下雅仁は欠席)
【理事現在数8名、出席理事6名】

監事 外部監事 高本学
【監事現在数1名、出席監事1名】

事務局 総務部長：猪狩和 他
4. 議長 理事長：下村和生
5. 議題

議案(審議事項)

第1号議案：業務執行理事の選定の決議

第2号議案：常勤理事の業務分担に関する規程の改定の決議

意見交換

公益財団法人核物質管理センターの在り方等について

6. 議事の経過及び結果

(出席予定者全員が揃ったため、開始予定より少し早めて開始)

議案の審議に先立ち事務局から、理事現在数8名に対し本理事会は6名の出席があり、定款第36条に規定する決議に必要な理事の出席要件

を満たすことについて報告があった。また、監事1名の出席が併せて報告された。

次に、定款第35条の規定に基づき、下村理事長が議長となり本理事会が進行された。

また、定款第38条第2項の規定に基づき、出席した理事長及び監事が本日の議事録署名人となることが確認された。

はじめに事務局から、各配付資料が不足なく配付されていることを確認した。

議案の審議経過は以下のとおり。

6.1 議案(審議事項)

第1号議案 業務執行理事の選定の決議

事務局から資料3他の資料を参照し、評議員会での役員選考のプロセス等を含めた説明の後、資料1に基づき業務執行理事の選定について(案)の提案があり、審議の結果、出席理事全員一致をもって原案のとおり、阪口誠理事を業務執行理事として選定することが決議された。

第2号議案 常勤理事の業務分担に関する規程の改定の決議

事務局から資料2により、常勤理事の業務分担に関する規程の改定について説明があり、審議の結果、出席理事全員一致をもって原案のとおり決議された。

なお、本件とは別に、事務局から、今後役員の報酬等に関する規程を変更する(任期途中で就任された常勤役員への賞与への支給率適用等)予定である旨、説明があった。

6.2 意見交換

公益財団法人核物質管理センター(以下「NMCC」と記す。)の在り方等について、意見交換が行われた。

主な意見は以下のとおり。

- ・原子力規制委員会の役員認可時の議事要旨に、「代表理事の在任期間も含め、その体制について新陳代謝を考える時期・・・」とあるが、体制とはNMCCの法人形態を含めて意味するのか、業務執行体制の人的視点に限定した意味なのか、不明瞭である。

- ・(在任期間について) 優秀な人ならば任期制限は不要ではないか。
- ・NMCC が使用している施設(東海、六ヶ所 OSL 他)の老朽化は深刻な問題であり、また予算要求や国への営繕対応依頼等、時間を要するため、公益財団法人が国から貸付(無償貸与)する形態よりも、独法等の法人形態が機動的かと思われる。
- ・保障措置は一般的には認知度が低いため、NMCC の活動アピールを工夫するとよい。この点について理事長から、職員採用時に、現職員が就業しての業務の感想や NMCC について感じる事等を掲載し、親しみやすさと分かりやすさを表現、工夫をしているところであるとの説明があった。
- ・保障措置の実務上、より良くする提案を常に(考え)アピールを継続することが重要である。
- ・指定機関は規制側であり、裁量の余地がない定型的な保障措置等業務以外に、被規制側からの委託業務のような独自の事業が実施できにくい環境である。
- ・NMCC が行っている保障措置関連業務の位置づけは、原子力規制委員会が行う規制業務に分類されているようだが、規制と被規制の関係ではなく、センターが設立された経緯から、視点を変えてみる考えもあろう。
- ・(人材育成の観点から)例えば、日本分析センターのような環境放射能分析を行う機関との人事交流を試みることも効果的ではないかと思う。
- ・2008 年から六ヶ所再処理施設のアクティブ試験は中断しており、職員のモチベーション維持や技術レベル維持の対応が難しい環境になり、再処理施設のアクティブ試験時の保障措置検査及び分析経験者も少なくなっているのが現状である。
- ・最近、原子力への風当たりが強くなり、原子力施設の再稼働には安全対策や地元自治体の了解を必要とする等、ハードルが高くなっている、と感じる。
- ・かつての NMCC での情報漏洩は、(今考えれば)マスコミへの対応がよくなかった点もある。何が、どの程度漏洩し、その影響はどうか(限定的等)の説明が適切に出来なかった反省がある。外部への説明は、適時に真実を分かりやすくが基本。
- ・保障措置検査の円滑化のために、事業者側(被査察側)に対する指導なども NMCC の業務として行ってもよいのではないか。
- ・組織活性化、人材育成のために職員の社外への論文発表や学会参加な

